

議案第 2 1 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築物エネルギー消費性能向上計画及び既存住宅の増築又は改築に関する長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る審査の事務手数料を定めるため、提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び別表第2」を「，別表第2及び別表第3」に改める。

別表第1備考第1項中「次表」を「別表第3」に改める。

別表第2中「別表第1」を「別表第1及び別表第2」に改め，同表第38項の2第1号を次のように改める。

<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）を新築しようとする場合にあつてはア（ア）a，ア（イ）a又はア（ウ）aに掲げる額，一戸建ての住宅を増築し，又は改築しようとする場合にあつてはイ（ア）a又はイ（イ）aに掲げる額とし，当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があつた場合にあつては1の建築物について第33項の2第1号に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合にあつては当該部分ごとに、</p>
---	--------------	---

第33項第1号の2に掲げる額の手数料を加えた額，法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について第33項の2第3号又は第4号に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額とする。)を，当該建築物における認定の申請に係る戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額)

ア 住宅を新築しようとする場合に掲げる区分に応じ，当該申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じそれぞれに定める額

(ア) 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの  
7,200円

b 床面積の合計が100平方メートルを超え，500平方メートル以内のもの  
13,000円

c 床面積の合計が500平方メートルを超え，

1,000 平方  
メートル以  
内のもの  
23,000円

d 床面積の  
合計が

1,000 平方  
メートルを  
超え,  
2,500 平方  
メートル以  
内のもの  
32,000円

e 床面積の  
合計が

2,500 平方  
メートルを  
超え,  
5,000 平方  
メートル以  
内のもの  
61,000円

f 床面積の  
合計が

5,000 平方  
メートルを  
超え, 1万  
平方メー  
トル以内  
のもの  
104,000 円

g 床面積の  
合計が1万  
平方メー  
トルを超え,  
2万平方メ  
ートル以  
内  
のもの

172,000 円

h 床面積の  
合計が2万  
平方メー  
トルを超え,  
3万平方メ  
ートル以  
内  
のもの

216,000 円

i 床面積の  
合計が3万  
平方メー  
トルを超  
える  
もの

234,000 円

(イ) 申請に併せ  
て住宅の品質  
確保の促進等  
に関する法律  
(平成11年法  
律第81号) 第  
6条第1項に  
規定する設計  
住宅性能評価

書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの  
16,000円

b 床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
57,000円

c 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
92,000円

d 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
172,000円

e 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、

5,000 平方  
メートル以  
内のもの  
295,000 円

f 床面積の  
合計が

5,000 平方  
メートルを  
超え, 1 万  
平方メー  
トル以内の  
もの

455,000 円

g 床面積の

合計が 1 万  
平方メー  
トルを超え,  
2 万平方メ  
ートル以内  
のもの

828,000 円

h 床面積の

合計が 2 万  
平方メー  
トルを超え,  
3 万平方メ  
ートル以内  
のもの

1,132,000  
円

i 床面積の

合計が 3 万  
平方メー  
トルを超える  
もの

1,373,000  
円

(ウ) (ア) 及び

(イ) 以外の場  
合

a 床面積の

合計が 100  
平方メー  
トル以内の  
もの 47,000  
円

b 床面積の

合計が 100  
平方メー  
トルを超え,  
500 平方メ  
ートル以内  
のもの

109,000 円

c 床面積の

合計が 500  
平方メー  
トルを超え,  
1,000 平方  
メートル以  
内のもの

175,000 円

d 床面積の  
合計が  
1,000 平方  
メートルを  
超え,  
2,500 平方  
メートル以  
内のもの  
345,000 円

e 床面積の  
合計が  
2,500 平方  
メートルを  
超え,  
5,000 平方  
メートル以  
内のもの  
617,000 円

f 床面積の  
合計が  
5,000 平方  
メートルを  
超え, 1 万  
平方メー  
トル以内  
のもの  
1,062,000  
円

g 床面積の  
合計が 1 万  
平方メー  
トルを超え,  
2 万平方メ  
ートル以  
内のもの  
1,964,000  
円

h 床面積の  
合計が 2 万  
平方メー  
トルを超え,  
3 万平方メ  
ートル以  
内のもの  
2,809,000  
円

i 床面積の  
合計が 3 万  
平方メー  
トルを超え  
るもの  
3,443,000  
円

イ 住宅を増築し、  
又は改築しよう  
とする場合 次  
に掲げる区分に  
応じ、当該申請  
に係る住宅が属  
する 1 の建築物  
の床面積の合計  
に応じそれぞれ

に定める額

(ア) 申請に併せてア(ア)に規定する書類が提出された場合

a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの  
10,000円

b 床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
19,000円

c 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
33,000円

d 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの  
47,000円

e 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
88,000円

f 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの  
151,000円

g 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの

250,000 円

h 床面積の  
合計が2万  
平方メー  
トルを超え、  
3万平方メ  
ートル以内  
のもの

311,000 円

i 床面積の  
合計が3万  
平方メー  
トルを超える  
もの

336,000 円

(イ) (ア) 以外の  
場合

a 床面積の  
合計が100  
平方メー  
トル以内のも  
の 68,000  
円

b 床面積の  
合計が100  
平方メー  
トルを超え、  
500平方メ  
ートル以内  
のもの

160,000 円

c 床面積の  
合計が500  
平方メー  
トルを超え、  
1,000平方  
メートル以  
内のもの

255,000 円

d 床面積の  
合計が

1,000平方  
メートルを  
超え、

2,500平方  
メートル以  
内のもの

504,000 円

e 床面積の  
合計が

2,500平方  
メートルを  
超え、

5,000平方  
メートル以  
内のもの

903,000 円

f 床面積の  
合計が

5,000平方  
メートルを  
超え、1万

		平方メートル以内のもの 1,552,000 円
		g 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの 2,872,000 円
		h 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの 4,106,000 円
		i 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 5,032,000 円

別表第2第38項の2第2号中「係る部分の床面積」を「係る部分の床面積の合計」に、「」に依り前号ア(ア)から(ケ)まで、イ(ア)から(ケ)まで又はウ(ア)から(ケ)」を「の合計」に依り、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合にあっては前号ア(ア)aからiまで、ア(イ)aからiまで又はア(ウ)aからi」に、「ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)に掲げる額とし、」を「ア(ア)a、ア(イ)a又はア(ウ)aに掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合にあっては同号イ(ア)aからiまで又はイ(イ)aからiまでに掲げる額(当該住宅が一户建ての住宅の場合にあっては同号イ(ア)a又はイ(イ)aに掲げる額)とし、当該額(当該」に、「同項」を「第33項の2」に、「」の手数料」を「」に相当する額」に、「とする。)を、」を「)を」に、「切り捨てた額)」を「切り捨てた額)とする。」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の表を加える。

別表第2（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る審査の事務手数料

No.	手数料を徴収する事項			単位	金額（円）		
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		1件につき	5,100	
			イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	9,700
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	21,000
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	46,000
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき	81,000
			(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	9,700
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	21,000
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	46,000
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	81,000
				b 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	9,700
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	27,100
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	80,400
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1部分につき	128,000
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万	1部分につき	161,000		

				5,000平方メートル未満のもの			
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	201,000	
(2) 前号に掲げる場合以外の場合	ア 一戸建て住宅			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,400	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	38,400	
	イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	69,100
					当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	116,000
					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	196,000
					当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき	281,000
		(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	69,100
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	116,000
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	196,000
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	281,000
	b 非住宅部分		(a) モデル建物法 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1部分につき	87,100	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	145,700	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1部分につき	235,700		
			当該部分の床面積	1部分に	309,000		





					方法をいう。以下第2項において同じ。)による場合			
2	建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅				1件につき	3,700
			イ ア 以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1件につき	6,900	
					当該住戸の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1件につき	15,000	
					当該住戸の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1件につき	32,000	
					当該住戸の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1件につき	57,000	
			(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	6,900	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	15,000	
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	32,000	
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	57,000	
				b 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	6,900	
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	19,100	
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	56,400	
					当該部分の床面積	1部分に	90,000	

				の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のもの	つき		
				当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	113,000	
				当該部分の床面積の合計が 2万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	141,000	
(2) 前号に掲げる場合以外の場合	ア 一戸建て住宅			当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1部分につき	24,200	
				当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1部分につき	27,000	
	イ ア以外の建築物	(7) 住戸ごとの申請の場合			当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	48,500
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	81,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	138,000
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	197,000
		(イ) 1の建築物の申請の場合	a 住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	48,500
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	81,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	138,000
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	197,000
	b 非住宅部分		(a) モデル建物による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	61,100	
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル	1部分につき	102,100	

					ル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	165,100
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	216,000
					当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	260,000
					当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	305,000
				(b) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	159,100
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	366,700
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1 部分につき	453,000
					当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1 部分につき	535,000
					当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1 部分につき	610,000
3	建築物省エネ法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に係る審査	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅			1 件につき	5,100
			イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1 部分につき	9,700
					当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	21,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	46,000
					当該部分の床面積	1 部分に	81,000

				の合計が 5,000平方メートル以上のもの	つき			
		(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	9,700		
				当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	27,100		
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	80,400		
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1部分につき	128,000		
				当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	161,000		
				当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	201,000		
(2) 前号に掲げる場合以外の場合	ア 一戸建て住宅	(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準をいう。）による場合		当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1部分につき	34,400		
				当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1部分につき	38,400		
		(イ) 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。以下同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	1部分につき	17,700		
				当該部分の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	1部分につき	19,100		
		イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	a 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。）による場合		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	69,100
						当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	116,000
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	196,000	
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	281,000	

(イ) 非住宅部分	b 仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	33,100
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	58,000
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	104,000
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	157,000
	a モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	87,100
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	145,700
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	235,700
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	1部分につき	309,000
		当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	371,000
		当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	435,000
	b 標準入力法等 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	1部分につき	227,100
		当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1部分につき	367,100
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		1部分につき	523,700	
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの		1部分につき	646,000	

					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1部分につき	763,000
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	1部分につき	871,000

備考

- 1 第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合における当該申請に係る審査の事務手数料（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」という。）の額は、1の建築物について第1項に掲げる額に次表第33項の2第1号に掲げる額（当該申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合にあっては当該部分ごとに同表第33項第1号の2に掲げる額の手数を加えた額、法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては当該昇降機1基について同表第33項の2第3号又は第4号に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額とする。
- 2 前項の規定は、第2項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査の事務手数料（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」という。）の額について準用する。この場合において、前項中「第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画」とあるのは「第2項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更」と、「第30条第2項」とあるのは「第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項」と、「第1項に掲げる額」とあるのは「第2項に掲げる額」と読み替えるものとする。
- 3 1の建築物の申請の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 4 同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 5 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 6 第3項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に係る審査の事務手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。